

東京大学東洋文化研究所 国際学術戦略室・助教 募集要項

募集職名 : 助教

募集人数 : 1 名

契約期間 : 令和8年4月1日(予定) から3年

更新の有無 : 無

試用期間 : 採用された日から14日間

募集部署 : 東京大学東洋文化研究所

勤務地 : 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学東洋文化研究所

※変更の範囲: 本学の指定する場所(配置換えまたは出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による)。

募集概要 :

東洋文化研究所は国際学術戦略室所属の助教を募集します。国際的な訴求力と独自性が光るアジア研究を展開し、さらに発展させる研究者を求めます。国際学術戦略室では、URA 業務の補助、およびアジア研究図書館東洋文化研究所分館関連の業務に取り組んでいただきます。

職務内容 :

- (1) 自身の関心に照らしたアジアに関する研究: 領域や専門は問いませんが、独自性、活動・評価の両面にわたる国際性、領域・地域にかかる横断性を積極的に評価します。
- (2) URA 業務への補助的な立場での参画
- (3) アジア研究図書館東洋文化研究所分館関連の業務
- (4) その他、所長が必要と定める業務

※変更の範囲: 配置換え、兼務および出向を命じることがある(意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による)。

応募資格 :

- ① 博士号取得者および博士号取得見込みの方
 - ② 本学の教員にふさわしい見識と能力を有する方
 - ③ アジア研究に関して研究業績を有し、独自のアジア研究を開拓しようとする意欲をもつ方。
 - ④ 東洋文化研究所での研究・運営にわたる協働を自らの成長の機会と捉え、それに真摯に取り組む意欲をもつ方
 - ⑤ 日本語、英語に加え、なんらかのアジア言語の高い運用能力をもつことが望ましい。
- ※ URA 業務にかかる資格などは評価の対象とはなりますが、応募資格とはいたしません。

応募期限：

令和7年11月16日（日）24時（必着）

勤務条件：

勤務時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。

休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

賃金等：年俸制を適用（年収400万円～600万円程度）

※資格、能力、経験等に応じて決定する。

通勤手当：原則55,000円まで

加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険に加入

※年俸制のため、退職手当は支給しない。その他、本学の規程による。

応募書類：**① 履歴書 1部**

※東京大学統一様式（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>）写真貼付

② 研究業績一覧 1部**③ 最終学歴にかかる学位証明書****④ 既往の研究概要（日本語の場合4,000字以内、英語の場合2,000語以内）。また、主要な研究業績（博士論文を含む）を3点まで添付することができる。****⑤ 応募に当たっての抱負（日本語の場合4,000字以内、英語の場合2,000語以内）****⑥ 推薦状（博士学位未取得者のみ必要）****⑦ 学生に対する「セクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書」（[様式ダウンロード](#)）。**

※各応募書類については、特に記載のない場合、任意の様式により、A4判とし、頁数の制限はない。

応募方法：

上記①～⑦を別々のPDFファイルとし、以下のリンク先にアップロードすること。

[応募書類提出先フォルダ](#)

※ファイル名は、それぞれ「①～⑦（項目）（氏名）」の形式でご記入ください。

※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

※郵送での応募は受付不可。

選考方法：

書類選考の後、面接による選考とする。面接は状況に応じてオンラインで実施する。

お問合せ先：

東京大学東洋文化研究所 総務担当 本田

e-mail: jinji [at mark] ioc.u-tokyo.ac.jp ※ [at mark]は@に置き換えてください。

※メール以外のお問い合わせにはお答えできません。

募集者名称：

国立大学法人東京大学

受動喫煙防止措置の状況：

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

備考：

- ・応募書類は、本応募の用途に限って使用し、個人情報等を正当な理由なく第三者に開示、譲渡、貸与することは一切ありません。また、応募書類は原則返却しません。
- ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
- ・面接等にかかる旅費は支給しませんので、各自で負担願います。
- ・採用時点で、外国法人、外国政府などと個人として契約している場合や、外国政府などから金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。